

法科大学院の求める教員像および教員組織の編制方針

福岡大学が定める「求める教員像および教員組織の編制方針」を踏まえ、法科大学院の求める教員像および教員組織の編制方針を次のとおり定める。

(求める教員像)

1. 「社会正義を実現する法曹」、「社会の発展に貢献する法曹」および「地域のあらゆる法律問題に対応できる法曹」の養成という教育理念・教育方針並びに「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」および「アドミッション・ポリシー」の下に、法曹に必要なマインドとスキルの養成のための教育活動を実践できる者。
2. 法科大学院が高度の専門性を有する法曹を養成するための専門教育機関であることに鑑み、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ、専門分野に応じて、事例研究や双方向・多方向による質疑応答などの方法のほか、論述の能力など専門的学識の応用能力を涵養するために適切な方法により、実践的な授業を行うことができる者。

(教員組織の編制方針)

1. 教員組織

- 「専門職大学院設置基準」を始めとする関係法令の定める基準を満たすとともに、専任教員の科目別構成のバランス、年齢構成のバランス、ジェンダーバランスに配慮する。

2. 教員の人事

- 教員の採用・昇格は、「福岡大学法科大学院教育資格審査基準」に基づいて行われ、特に、法科大学院の教育に必要な教育能力を有することを重要な評価基準とする。
- 教員の募集にあたっては、法学部・法学研究科との連携、県弁護士会の支援体制、裁判所との協力関係、教員の人的ネットワークの活用などにより専任教員の確保を図る。また、本法科大学院出身の若手弁護士を教育補助教員あるいは専任教員として採用する。

3. 教員の資質向上

- 教授会の下に設置された FD 委員会の下、授業に関する学生アンケートに基づく教員の自己評価書の提出、年 1 回以上の授業参観などを実施し、それらの結果を担当教員にフィードバックするほか教授会においても問題意識を共有して教員の教育内容・教育方法を改善することにより、教員の資質向上に積極的に取り組む。